

～消費者注意情報～

屋根工事の訪問販売でトラブルが続いています

～突然の訪問で勧誘されてもすぐに契約するのはやめましょう～

(令和4年7月22日)

相談事例

突然見知らぬ業者が来て、「近くで工事をしていて、お宅の屋根のねじが浮いているのが見えた。風で飛んだら危ない。早く修理した方がいい。」と言われ、契約を急かされた。具体的な工事内容や金額が書かれていなかったが、契約書に署名し捺印してしまった。控えは渡されなかったので、自分が何を契約したのか心配になった。クーリング・オフしたい。(60歳代)

ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 不安をあおって契約を急がせる事業者には注意！

- **突然訪問した事業者**から、屋根等の修理を勧められ、『風で飛んだら危ない』『通行人や隣家に被害が出る』などと言われてしまうと不安になり、契約を急いでしまいがちです。
- **本当に必要な工事なのか、複数の事業者から見積りを取ったり、家族や身近な人に相談して検討**しましょう。
- 特に、**その場で高額な契約を迫ったり、しつこく勧めてくる事業者には注意が必要**です。

★ 契約書面は必ず受け取り、記載内容をよく確認しましょう。

- **説明された内容と契約書（見積書）が合っているか、よく確認**しましょう。
- 書面が交付されていなかったり、記載に不備がある場合、クーリング・オフ期間である8日間を過ぎていても、解約できる可能性があります。



※クーリング・オフについてはこちら→https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/k_c_off/

★ 不安や疑問を感じた場合はすぐに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

消費生活センターでは、本人だけでなく、家族やホームヘルパー、ケアマネージャーなど周囲の方からのご相談もお受けしています。

東京都消費生活総合センター 03-3235-1155(相談専用電話)
お近くの消費生活センター 局番なし188 (消費者ホットライン)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。